

事務局説明資料

(顧客本位の業務運営に関連する事項
その他の内閣府令改正事項)

令和3年5月14日(金)
金融庁

1. 金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書の提言を受けた原則の改訂等

金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書

- 2020年8月5日、「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書-顧客本位の業務運営の進展に向けて-」を公表。
- 報告書では、「顧客本位の業務運営に関する原則」の具体的内容の充実や、不適切な販売事例に対する監督上の対応の強化等を提言。

「顧客本位の業務運営に関する原則」、監督指針等の改訂・改正

- 2021年1月15日、「原則」(改訂版)、監督指針(改正版)を公表。
 - 「原則」の主な改訂内容(原則によって求められる具体的な取組みの内容として、以下を追加)
 - ・顧客のライフプラン等を踏まえた業横断的な金融商品の提案及び商品提供後の適切なフォローアップの実施
 - ・金融商品の組成に携わる金融事業者による想定顧客の公表
 - ・顧客が同種の金融商品と比較することが容易になるように配意した資料(重要情報シート)を用いた分かりやすい情報提供
 - 監督指針の主な改正内容
 - ・適合性原則の内容の明確化
 - ・不適當又は不誠実な投資勧誘行為の例示
- 2021年2月15日、重要情報シート等を用いて、かつ、所定の内容を顧客に説明等した場合には、目論見書の電子提供等を可能とする旨の改正内閣府令を公布・施行。

(注) 2021年4月12日、金融事業者の取組の「見える化」の促進のため、顧客本位の業務運営の取組方針等に関する金融事業者から金融庁への報告様式、「原則」採択事業者として金融庁ウェブサイトに掲載する際の考え方、好事例の分析のポイントを公表。6月末の取組みの状況を8月以降に公表予定。

2. レバレッジ/インバース型ETF(上場投資信託)に関する内閣府令(案)の検討

- レバレッジ/インバース型ETFは、変動率が「原指数の1日の変動率」のX倍(2倍~-2倍)になるように計算された商品。短期的には原指数の変動率のX倍をトレース可能であるが、徐々に原指数のX倍の値から乖離(ほとんどの場合、下回る)していくため、中長期の投資・保有に適さない等、一般的なETFとは異なるリスク特性を有している。
- 当該リスク特性については、現在、取引所HPや目論見書等において注意喚起されているが、更に一般投資家に対し周知が必要との声が聞かれたところ。これを踏まえ、以下の対応を検討。
 - (1) 取引所において他のETFとは一線を画した名称・市場区分を導入することを検討する。
 - (2) 広告規制の記載事項に以下の事項を追加するため、内閣府令の改正を検討する。
 - ① 当該レバレッジ/インバース指標等の変動率とその原指標の変動率に一定の数を乗じて得た率とに差が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、その旨及びその理由
 - ② 当該レバレッジ/インバース指標等に関する有価証券に対する投資が中長期的な投資の目的に適合しないものであるときは、その旨

(3) 現状、レバレッジ/インバース型ETFの説明書類は、企業の株式と同様に、記載事項を「契約締結前交付書面」よりも簡略化した上場有価証券等書面の交付でよいこととされている。説明書面の記載事項に以下の事項を追加するため、内閣府令の改正を検討する。

- ① レバレッジ/インバース指標の変動率と原指標の変動率に一定の数を乗じて得た率とに差が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、その旨及びその理由
- ② レバレッジ/インバース指標等に関する有価証券に対する投資が中長期的な投資の目的に適合しないものであるときは、その旨
- ③ レバレッジ/インバース指標及びレバレッジ/インバース指標等に関する有価証券の概要及び特性その他顧客の注意を喚起すべき事項

(4) 広告規制と説明書面の記載事項について、レバレッジ/インバース型公募投資信託をどのように取り扱うかについても併せて検討する。

(参考) 今後のスケジュール (案)

2021年5月 パブリックコメント開始予定

3. 外国上場株式の信用取引に関する内閣府令(案)の検討

- 外国上場株式（※1）の信用取引は、法令上禁止されていないものの、国内株式の信用取引と異なり、必要なルールが整備されていない状況（取引が行われていない）。

（※1）外国の取引所に上場する外国株式

- 2019年12月から日本証券業協会において実務的なルール整備の検討が進められ、2020年11月に制度要綱案のパブリックコメントが実施されたところ。

たとえば、以下のような外国上場株式の信用取引に関する主要なルールは、日本証券業協会の規則で定める予定。

- 国内株式の信用取引とは別に、外国上場株式の信用取引専用の口座の設定
- 国内株式の信用取引における保証金率よりも厳格な保証金率の設定（※2）

（※2）信用取引について、金融商品取引業者は顧客から保証金の預託を受けなければならないこととされている。

国内株式の信用取引に必要な保証金は、当該信用取引に係る有価証券の時価の30%とされている。これに対して、外国上場株式の信用取引に必要な保証金は、当該信用取引に係る有価証券の時価の50%とする予定。

- 他方、代用有価証券（※3）に関する事項については、内閣府令の改正（※4）を行う予定。

（※3）保証金は、有価証券をもって代用することができる。

（※4）代用有価証券に関する事項（時価の定義、掛け目の上限）が日本証券業協会の自主規制規則において定める事項であることを規定する予定。（なお、当該規則を定めることについては金融庁への届出が必要）

（参考）今後のスケジュール（案）

2021年6月 パブリックコメント開始予定